

# 会 議 録 目 次

平成 3 0 年第 6 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 3 0 年 1 2 月 4 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

## 日程第 1 一般質問

|          |    |
|----------|----|
| ○大高下光信議員 | 4  |
| ○小田久美子議員 | 8  |
| ○富永やよい議員 | 12 |
| ○岡田良訓議員  | 18 |
| ○崎本広美議員  | 30 |
| ○宗像啓之議員  | 38 |
| ○前田勝男議員  | 49 |
| （延 会）    | 55 |

平成30年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日                      平成30年12月3日 (月)
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂
3. 開会 (開                      議)                      12月4日 (火) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 長 寿 保 険 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 下 義 博 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹 | 松 井 良 哲 |
| 教 育 長         | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長       | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

日程第 1 一般質問

~~~~~○~~~~~

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。4番、大高下議員。

○4番（大高下） 4番、大高下です。7月の豪雨災害について。7月の豪雨災害からおおよそ5か月が経ちます。被災者の方々は大変な中、懸命に頑張っておられます。現在の復旧復興の進行状況を教えてください。

また、地元の土木建設業が少なく、復旧の遅れが生じた問題を解決するため、町内業者の育成が急務ではないかと痛感しました。町は、具体的な対策があるかお尋ねします。

次に、熊野町では、みなし仮設住宅で暮らしている全所帯の入居期間を最長2年まで延長する方針です。海田町も同様にする考えはありますか。お尋ねします。

以上です。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 大高下議員の質問に答弁いたします。

7月豪雨災害についての質問でございますが、1点目については、8月21日に海田町災害復旧復興本部を立ち上げ、被災者支援、災害廃棄物処理、災害復旧インフラ強靱化及び防災体制強化を柱として、災害の復旧復興に努めているところです。被災者支援については見舞金や義援金の支給について、現段階の対象者に対してはほぼ完了し、保険料の減免などの手続と周知を進めているところであり、被災者の生活再建の一助となっているものと考えております。また、地域支え合いセンターが被災者ケアに取り組んでおります。災害廃棄物処理については、宅地内で9割、農地で8割の土砂撤去が進んだところでございます。また、申請がなされ手続が完了したところから、全壊家屋等の公費解体を進めております。災害復旧インフラ強靱化については、林道や一部の堰堤、河川等で土砂撤去が完了していない箇所を除き、その他は応急復旧がおおむね終了しております。今後、災害査定を終了次第、本格的な復旧工事に向け、取り組んでまいります。

次に、防災体制強化については、避難情報の種類と取るべき行動及び災害情報、避難情報の入手手段を記したチラシの配布、より緊迫感が伝わるようにした避難情報伝達文の修正などを実施してまいりました。今後は、町民の避難行動や職員の災害対応行動について実態を把握整理し、その分析、検証を行うことで課題を明らかにし、防災体制の強化に努めます。また、大雨を想定した総合防災訓練計画の立案に取り組んでまいりま

す。

2点目の町内業者の育成については、町内業者に対しては受注機会の確保が、町内業者の育成につながると考えております。具体的には、指名競争入札においては、町内業者を優先的に指名するとともに、受注者工事を第三者に請け負わせる場合は、町内業者を積極的に活用するようお願いしているところです。また、建設工事の入札については、設計金額ごとに格付け基準を定めておりますが、町内業者については参加できるランクの拡大を設けるなど、受注機会の確保を図っております。引き続き、適正な競争原理のもとに公平性を確保した上で、町内業者に対する受注機会の確保に取り組んでまいります。

3点目のみなし仮設住宅についての質問でございますが、この制度は、各市町を窓口には広島県が主体に実施しています。入居期間は、県内で統一して、原則6か月、ただし被災者の個別事情に応じて、最長2年間を限度として延長を行うこととされています。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは、再質問いたします。まず初めに、復旧なんです、三迫川と唐谷川の土砂の撤去ですが、以前よりもきれいになったということで地域の方も大変喜ばれておりますので、報告しておきます。

それと、2点目の町内事業者のことですが、他の自治体においては多くの事業者がいると聞いていますが、以前、海田町においても多くの土木事業者がおられました。しかしながら、近年は少数の事業者において町の公共事業を担っていただいております。なぜ、海田町内では少数の事業者だけになっているのか、新たな事業者が参入できないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、正確に、他自治体との比較をしているところではございませんが、新たな新規参入を拒んでいるような状況は決してございませんで、一方で公共として直接的に建設業の立ち上げや誘致等に関与することは難しい面もございますので、やはり国の経済対策とも活用しながら、一定の官公需施策を行い、その中で地元企業の受注機会の確保、拡大に取り組むことが業者数の確保にも寄与するものと考え、取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）町内に、今、事業者は何件あるんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）工事については、町内業者は28社が登録しております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）今回、復旧復興に携わっとる業者、この28社中何社ですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）工事については、建設業法上、29業種、業種がありまして、土木工事以外にも、大工であるとか石工であるとか屋根とか、細かいものがいろいろございまして、その個別に、集計という形はしていないんですが、実際この度災害復旧という観点で応急復旧工事であるとか、災害廃棄物の処理業務であるとか、そういったところでございますと、10月末時点で、件数にして約250件、そのうち町内業者への発注は約6割の発注、件数にして約142件を発注している状況にございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）分かりました。それと、一つ思うんですが、海田町は公共事業とか基幹整備の予算が少ないので、これを何とか、やっぱり国とかに要望して、その整備の中に公共事業を増やすということで事業者が成り立つんじゃないかと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）投資的経費の確保でございますけれども、こちらにつきましては総合計画等で、町に必要な事業の方を見極めまして、収支見通しも作成をしながら、一定量の確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは、次は、ここが一番問題と思うんですが、熊野町では、みなし仮設住宅入居延長、海田町はするんですか、しないんですか、これは。答えはちょっと明確でないんですが、どうですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）町長答弁にもございましたように、これは、県の方が要領を制定して、その要領に基づいて運用しているところでございます。ですから、熊野町であっても海田町であっても取り扱い是一緒ということがまず挙げられます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）海田町の場合は、該当は今のところはないですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）新聞報道にありましたのは、集合団地の世帯数が非常に多く、町の方に申し出をしたということがあって、ああいう報道の形になったというふうに私は認識しております。11月上旬に、海田町におきましても、みなし仮設に入居されている方にこれからの要望といたしますか、そういった意向調査をしております。そういった中で、延長を希望される方もいらっしゃいます。この方はこれから県の方にその申し出をしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）実際、みなし仮設におられる方は今何所帯ですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在、23世帯でございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）23世帯の中で、高齢者とかいろんな形で、年代別が分かればちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）年齢構成までは、今資料を持っておりませんが、大半の方が60歳以上の年齢の方という形になっております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）特に、高齢者については、期間が過ぎて、次に行くところがないのが実態になると思うので、そこはすごく思いやりのあれで、他の自治体でも高齢者に対しては、何とか、住みやすいようにしていくという方向になつてくると思うので、海田町も是非ともお願いしたいと思います。

○議長（桑原）答弁要りますか。

○4番（大高下）いいです。

○議長（桑原）答弁、よろしいですか。

○4番（大高下）はい。

○議長（桑原）要りますか。

○4番（大高下）してください。

○議長（桑原）必要ですか。

○4番（大高下）はい。

○議長（桑原）答弁をお願いします。建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この、みなし仮設の終了する要件の中に、当初契約から6か月を経過した場合というのがございますが、ただし書の中に高齢者、障がい者等で、住まいの確保が困難である、やむを得ない理由がある場合は、再契約ができるというような規定がございますので、そういった理由を県の方に添えて延長の申請をするというお手伝いをしたいと思います。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）終わります。

○議長（桑原）1番、小田議員。

○1番（小田）1番、小田です。公立中学校の制服等費用について数点お尋ねいたします。

本年4月から3か月間にわたり、党として新たな課題に取り組むため、4種類のアンケート調査を、全国100万人を対象に実施してまいりました。アンケートの一つ、子育てについて、約7割を超える方が教育費の負担に不安を覚えていることが明らかになりました。町民の皆様からも同様の意見を頂戴しております。その中でも、制服や通学用品の購入や買い替え費用が重いとの声を数多く頂戴しております。

平成29年11月に、公正取引委員会は、公立中学校における制服の取引実態に関する調査についての中で、学校に見直し提言を行っております。また、平成30年3月には、文部科学省より学校における通学洋服等の学用品等の適正な取引について、通知がなされているところでございます。

そこでお尋ねいたします。1点目、公正取引委員会の提言や文部科学省の通知に対して、本町では、どのような対応がなされたのでしょうか。2点目、本町の公立中学校の制服の購入金額はいくらでしょうか。3点目、制服の購入金額が保護者に通知されるのはいつ頃でしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。公立中学校の制服等費用についての質問でございますが、1点目については、これらの提言や通知を受け、両中学校の制

服等の購入の流れについて確認したところ、不適切な事項は見受けられず、その販売価格についても保護者の経済負担が過重になるものではないと判断したところでございます。

2点目については、男子制服のブレザーとスラックス、長袖シャツ、ネクタイを合わせると、約3万4,000円になります。女子生徒のブレザー、スカート、長袖ブラウス、リボンネクタイを合わせると、約3万1,000円になります。学校、サイズによって多少の差がありますが、おおむねこの金額となります。

3点目については、1月中旬に行われます入学説明会で申込書を配布し、採寸後、各自が指定店で購入することになります。

いずれにいたしましても、教育委員会としまして、当該提言や通知を踏まえ、保護者の過重な負担を招かないよう注視してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、再質問をさせていただきます。1点目についてですが、提言や通知を受け、保護者の経済負担が過重になるものではないと判断したとおっしゃっておりますが、現に私が聞いた声の中には、これが過重であるとおっしゃられる方が数多くいらっしゃいました。この声はどのように受け止めておられるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回の伝達や通知を受けて確認し、過重な負担ではないと判断した根拠に、先ほど答弁の中にありました価格でございます。公正取引委員会が調査した全国で最も価格が多い、価格金額帯のところに本町、約3万4,000円前後が入っておりますので、全国的に見ても平均的なものという判断をしたところでございます。

それに加えて、就学援助で新入学児童生徒用学用品等がございます。新1年生に4万7,400円の就学援助として対応しておりますので、そうした面からも総合的に考えて、過重な負担にはなっていないと判断した次第でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）確かに、公正取引委員会が指定している3万円以上、3万5,000円未満の間には収まっているかと思います。しかしながら、中学生は成長期でもありますし、最初に購入した金額が3万4,000円、3万1,000円であったとしても、成長に伴い、制服を買い替えるということから考えると、これをオーバーするのではないかと考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）成長期の中学生にとって買い替えというのは、必然的に起こるものと考えております。今回、本町の金額を確認したと同時に、他の安芸郡の七つの中学校の金額を確認しました。そうした中で、本町は決して金額的には高額の方ではないという判断をしたところでございます。成長期の子どもたちにどのような対応ができるかということについては、まだ具体的な対応方針は考えてはおりませんが、就学援助等で可能な限りの対応はしていきたいというふうに考えます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）就学援助は全員が受けれる訳ではございません。しかしながら、この制服は全員が着て、登下校をしているかと思われま。議員になってから入学式や卒業式、また登下校中の生徒さんを見る限り、明らかに体に合っていない制服を着られた生徒さんも見受けられることがございます。それはやはりこの経済負担によって、御家庭で買い替えることが難しいのではないかという状況にあると、私は考えますが、その点についてもう一度、お考えをお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）買い替えを予想して少し入学のときに大きめの制服を着ているというのは、小学校でも中学校でも我々教育委員会事務局の人間も確認しているところでございます。これにつきまして、教育委員会として何かできることはないかということでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、買い替えに応じて何か補助ということについては、まだ具体的なことは考えておりません。可能な限り、就学援助の対象者だけになりますが、そうした面での対応のみしか、今としてはできないということが現状でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、公正取引委員会がお示ししている制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、以下の取組が行われることを期待というふうに項目が設けてございます。この点については、町内の販売業者、また町外の販売業者でどのような価格競争が行われているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校における制服の選定や見直しにつきましては、最終的には学校の校長先生、学校長の権限によって適切に判断すべき事柄と考えております。今回の

通知を受けて、まず教育委員会としては金額の確認と、販売業者の確認等を行いました。そして、他町の状況を確認し、本町としては適切に対応できているというふうに判断した次第でございます。ただ、取扱業者がこの公正取引委員会の中の通達の中に、確か、4社以上ならば安価になっているという調査結果があったとございます。本町においてはその4社ということは、どうしても町の規模でできていないところもございますので、3社若しくは2社で対応している状況がでございます。少ない業種ですので、今後公正な取引が行われるようには注視してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）今回、この御相談をいただいた中に、やはり買い替えに踏み留まったというか、中学校3年生の男子生徒の保護者の方から、成長が著しく、衣替えの度にズボンの裾をおろしていたと。しかしながら、卒業式を迎える前に買い替えようかどうしようか、本当に悩んだというふうに御相談をいただきました。卒業式というのは、子どもにとって晴れの舞台であります。そこで丈の短いズボンをはかせて卒業式に向かわせることが親としては本当にしのびないという御意見でございました。

そこで、その保護者の方は新しく数か月後にははかないと分かっているズボンを購入し、その息子さんにはかせて卒業式に臨まれたそうです。このような点を踏まえ、今一度、この価格を考え直すというか、見直していただく余地はないのでしょうか。どのように注視をされていくおつもりなのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃったようなことは、自分も学校現場で何度か目の前で見たことがございます。そうした子どもたち、そうした保護者の方に何らかの対応をとということでございますが、今回の文科省の通達、公正取引委員会の調査結果を基にして、町内3業者、海田中学校で3業者、西中学校では2業者になりますが、今後この通達どおり行われてはどうかということについては、学校への聴き取りを通して、しっかりと適正な金額帯であるか、適正な金額決定であるかというところについては確認していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）近隣市町では突出して高い金額ではないかもしれませんが。しかしながら、全国的に見てみると、全額ではございませんが、無料クーポン券を配布している市町もございます。このように市や町の独自で負担軽減に努めているところもございますが、

この点については検討をなされる余地はないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃった無料クーポン券等に関しましては、申し訳ありません、まだ不勉強で自分の方がどのようなものを把握しておりませんので、情報収集をし、もし取り入れられるところがあればまた総合的に判断をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、十分に検討をくださるというふうに承りました。

3点目についてですけれども、私はこの金額は高いと思っております。これを入学前の保護者に通知するのが、1月中旬の入学説明会で申込書を配布し、とございます。もう少し早い段階で保護者の方に通知をし、おそらく保護者の方も入学前にはお金を貯めて準備をしておられるかと思いますが、この制服の金額に加え、かばんやジャージ、体操服、あるいは副教材など、購入金額を含めると8万円近くになるかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃったように、本町では今1月中旬の入学説明会で制服の金額等を保護者に通知しております。これについてはもっと早くお知らせすることは可能です。ただ、概算になりますが、おおむね制服でこれくらい、かばんでこれくらいということはお知らせできますので、保護者の準備期間をしっかりと設ける意味でも、1学期中には各保護者の方には知らせていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）では、なるべく早い段階で保護者の方に通知をし、また入学に向けての準備ができるような対策をお願いしたいと思います。

子どもの貧困率は全国で13.9パーセントと公表されております。制服等費用について本当に困っている方が声を上げやすく、またその声に応えてあげられるよう、創意工夫が必要だと考えます。本町においてもこの基準の範囲内ではございますが、なるべくこの声に応えてあげられるような対策、取組をこれからも注視していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく2点についてお尋ねいたします。

まず一つ目、公共施設予約について。公民館や福祉センターなどの公共施設は、各種団体の会合や活動の場として、地域の行事やイベント開催の場として、また日常の住民の交流スペースとして利用されています。

①、この公共施設をインターネットを利用して、パソコンやスマートフォンから空き状況確認や利用予約を行える公共施設予約システムがあります。多くの自治体が導入しており、保有する公共施設の一元管理や、自動抽選、料金収納、利用管理などの事務処理の効率化を図ることができます。利用者にとっても、いつでもどこでもインターネットから施設の空き状況の確認や予約、施設の検索、料金の確認が同時にでき、より便利なサービスの向上につながります。海田町でもこのシステムを導入してはいかがでしょうか。

②、また、海田町においては、公共施設の使用申請が1か月前からとなっていますが、イベントを開催するに当たって、企画からチラシ作成、宣伝などを考えると、最低でも3か月は準備期間が必要です。使用申請期間を見直してはいかがでしょうか。

大きく2点目。住民活動センターの団体登録について。海田町住民活動センターは地域で様々な活動をする団体の支援拠点となっており、団体登録をすると、集会スペースの無料貸し出し、海田町公式ホームページでの活動紹介、センター設備及び備品の使用といった支援を受けることができます。登録団体が増えることで、住民活動も盛んになり、協働のまちづくりも促進されるので、広報などで団体を募集し、登録団体への新たな町民の参加や団体同士のネットワーク作りを図ってはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問に答弁いたします。御提案の公共施設予約システムについては、施設管理や施設予約に関する手続などに便利なものであり、サービスの向上につながるものと考えております。他団体の運用事例を見ますと、申請を1か月のうちの1週間に限定して、抽選を行うこともあり、手続きの変更が必要となっておりまいます。また、システムによる予約と用紙による申請が重複した場合には調整が必要となることもありますので、まずは本町に導入した場合の影響等について研究を行ってまいります。

続きまして、使用申請時期の見直しについての質問でございます。使用申請書の提出時期につきましては、平成29年6月議会、平成30年3月議会、6月議会でも御質問をい

ただいているところでございます。御提案の3か月前からという期間につきましては、事前に周知が必要な大会やイベント等を準備するために必要な期間となることもあるかと考えます。より多くの住民の皆様に、使いやすい公共施設となるよう検討しているところでございます。

続きまして、住民活動センターの団体登録についてでございます。登録団体の増加や新たな町民の参加は協働のまちづくりの促進につながるものと考えております。今後は、住民活動センターの利用案内や登録・団体の活動状況を町のホームページや広報紙で紹介し、団体の登録や町民の方の参加を呼び掛けてまいります。

次に、登録団体同士のネットワーク作りにつきましては、団体の活動の活性化に効果的であると考えております。既存の海田町、住民活動ネットワークもございますので、こうしたことなどについても紹介してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 再質問に移りたいと思います。まず、住民活動センターの団体登録についてですけれども、前回、私が住民活動センターのことについて一般質問をさせていただいたのが30年の3月定例会のときですけれども、それ以降、ホームページも住民活動センターのホームページもきれいに更新されていたり、大分、充実し始めているなという、活動センター自体もロッカーができたりと、きれいになっていって、使いやすくなっていると思うんですけれども、ただ、町のホームページのトップページから入ったときに、これが、ほかの町の事例を見ていくと、大体、協働のまちづくりとか町民活動とか、そういったページから入っていけるので、町民活動としてどんな取組があるのかが見えやすいんですけれども、海田町のトップページからは協働のまちづくりのところから入っていても、何もそこにつながっていないんですね。組織で探すのところから入っていったって、ようやく企画部のところから入っていけるようになっていて、どうもそこが連動していないなという感じがあるんですけれども、その辺の見直しとかは、今後考えられたりとかしますでしょうか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） 御指摘のありましたような形で、検索しやすいような、また探しやすいような形で、ホームページの方も工夫してまいりたいと思います。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） それと、答弁の方にも団体の登録や町民の方の参加を呼び掛けてまいりま

すとありますけれども、漠然と、増やしたいなと思ってもなかなか増やせるものではないかもしれないんですけれども、町としての目標値とかどれぐらい増やしていきたいとか、そういった見通しみたいなものは考えられているのでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘のとおり、そういうふうなコミュニケーション、横のつながりは大変重要であると認識しております。積極的にうちの方からという訳ではございませんが、必要であればその目的に応じた情報提供や調整、そういう団体が活動しやすいような環境を整えてサポートしていきたいと思います。特に、目標値というような形では今考えておりません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）自治会活動とかもそうですけれども、なかなか、役場の方で全部まちづくりをやっていくというのは、本当に難しいことだと思うので、やっぱり民間の力というのは本当に必要で、小さな団体がたくさんあればあるほど横のつながりも作っていきやすいと思うんですけれども、それをもっと積極的に呼び掛けていく考え、計画というのは持たれてないのでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）計画というような形では漠然とそういうものをどういうふうにするというようなものはございませんが、魅力づくりの一環としまして、協働のまちづくりというのも、とても大事だと感じております。今後は皆様の協力を得ながら、一つずつ積み重ねていって、より良いまちづくりを目指していきたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）それでは、目標も定めつつ、しっかりと協働のまちづくりを進めていきたいと思います。

次に、公共施設予約システムについてですけれども、答弁書の中に、他団体の運用事例を見ますと、申請を1か月のうちの1週間に限定して抽選を行うところもあり、手続の変更が必要となってまいります。ちょっとこれはよく分からないんですけれども、もう一度説明をお願いします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）こちらの文言でございますけれども、申請を1か月前から1週間ほど受け付けて、その段階で抽選をしまして、使用者の方に通知をするという仕組みでござ

います。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） システムによる予約と用紙による申請が重複した場合には調整が必要となることもありますのでとあるんですけれども、他団体の運用例を見ていきますと、ほとんどのところが、まずは、来所して用紙による申請というのがまず第1となっています。その次にインターネットの時間順というふうになっておりますので、そこはそんなに影響はないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（山崎） 今、議員、御指摘のことも踏まえまして、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 総務省の方の指針の方で、電子自治体の推進というのが平成18年に出されておまして、海田町も電子申請とかは、いろんなことが進んでいると思うんですけれども、何十個かある項目の中で海田町もそういった項目を進められているんですけれども、その中に、文化、スポーツ施設などの利用促進対象手続というふうな指針が出されているんですけれども、これに対して平成18年ですので、今からかなり前なんですけれども、検討されたことはなかったんでしょうか。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（山崎） 過去に一度、この予約システムではございませんが、予約を確認するシステムというものが導入されておったんですけれども、やはり運用といいますか、システムを、予約状況を見るだけというシステムでございましたので廃止したという経緯がございます。今回、この御提案をいただきましたので、また改めて研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 予約システムを使われている大きな自治体さんもありますけれども、いろいろ調べていくと、海田町と同じぐらいの規模の町でも、予約システムを導入されておまして、見ていくと、さっきの住民活動センターの団体登録ではないんですけれども、それと関連していて、ボランティア団体とかが充実している町というのは、こういったシステムもしっかりと充実されているなという感じがあったんです。

例えば、福岡県の水巻町でしたら、2万8,000人の人口で、こちら公民館が二つあ

り、総合公園があり、歴史資料館などがあるというふうな海田町と似たような状況ですけれども、こちらも予約システムが充実しておりまして、ちゃんと、ネットで町内の全部の施設が検索できて、どんな部屋があつていくらでというふうに、とても見やすくなっているんですね。やっぱり、そういったところを進めていかないと、協働のまちづくりというのも進んでいかないと思うんですけれども、研究されるということですから、今後、具体的な計画とか見通しというのはあるのでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、申し訳ございませんが、具体的な計画というものはございませんが、今、議員が御提案いただいたような小さな町の事例等も研究しながら、海田町の方に導入した場合の影響というものを研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）では、研究をして検討を進めてください。お願いします。

それと、公共施設の予約期間ですけれども、前回の高木下議員の答弁に対してでも、検討をしているというふうに答えられているんですけれども、これ、いつまで検討されるのでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、町内の方で調整をしております、来年の7月か夏ぐらいには何らかの形で、大会やイベント等を開催するのに周知が必要な大会とかイベント等準備するのに必要な期間を確保できるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）それは私は3か月は最低必要と書いたんですけれども、できれば長めの期間というのが、広島市の公共施設全体は1年前からですし、全国でも同じような町の施設でも大体3か月前からとか、大ホールとかになっては6か月前とか、準備の期間によって大きいものであればあるほど準備期間は必要だと思うので、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在のところ、広島市さんの例でいいますと、非常に大きなホールでいいますと、1年であるとか6か月であるという事例があることは承知しておるんです

けれども、海田町の場合、どのぐらいの期間が適切であるのかというところも含めまして検討を進めておるところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 来年の7月ぐらいには期間を見直してされるということなので、なるべく長めの期間を取っていただけるよう検討していただければと思います。終わります。

○議長（桑原） 11番、岡田議員。

○11番（岡田） 11番、岡田です。3点ほどお伺いいたします。

豪雨災害の被災者見守り相談支援事業について。7月の豪雨災害で人的被害が、死亡、重軽傷者5名、家屋被害が全壊、半壊、一部損壊、床上床下浸水が361棟と大きな被害が出ました。法律や制度から被災者を見るのではなくて、被災者の苦難軽減、生活再建のために何が必要かという観点から法律や制度を見るのが大切であると言われております。その災害救助法も災害の度に拡充をされております。私たち日本共産党の国会議員を含めて、5回以上の被災者調査をしました。災害から復旧復興に必要な被災をされた方の心のケアや見守り、地域の支え合いはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

1. 支援対象者数の把握、2. 見守り巡回訪問の回数、3. 相談受付、専門相談窓口へのつなぎ、4. コミュニティ作りの支援、5. みなし仮設住宅での相談会、6. 孤独死や自殺防止対策。

2番目に、学校体育館のエアコン設置についてお尋ねをいたします。2018年度補正予算が11月7日に全会一致で成立しました。その中で、公立小中学校などのエアコン設置とブロック塀対策に、ブロック塀、冷暖房設備対策臨時特例交付金985億円、エアコン設置に817億円が2018年度補正予算に限り創設されました。この交付金のポイントは、地方債の充当が地方負担分の3分の2の100パーセントまで認められ、その元利償還金60パーセントまでが後年度交付税措置されるため、実質的な地方負担が26.7パーセントに大幅に軽減されること、対象となる事業規模の下限額が従来の学校単位で400万円以上とされていたところを設置者単位に変更され、1校当たりの事業規模が安価でも申請しやすくなったことです。

文部科学省によると、11月下旬に各自治体に交付を内示し、12月中旬に交付決定を目指すとしています。この制度を利用して、災害時に避難所にもなる学校の体育館にエアコン設置ができないかをお尋ねいたします。

3 番目に、自衛隊航空機の低空飛行に対する申し入れを。陸上自衛隊第13旅団海田駐屯地創立記念行事が行われた10月21日に、航空自衛隊F 15戦闘機が海田町上空を午前11時15分から20分の5 分間に2 回、すさまじい爆音を伴い、低空飛行しました。陸上自衛隊第13旅団海田駐屯地の創立イベントの祝賀行事だとのことのようにです。その3 日前の18日にはマツダスタジアムの上空を轟音とともに低空飛行をする戦闘機の写真と記事が報道されています。町民の方はすさまじい爆音のために、恐怖感と身の危険を感じて、何が起こったのかと家を飛び出されてくる人が大勢おられました。これまでも自衛隊の戦闘機や高性能のヘリコプターが、度々事故を起こしております。

そこでお尋ねをいたします。祝賀飛行するということは人口密集地の上空を低空で飛行するということで、航空法では人口密集地の最も高い障害物、上空から300メートル以上を飛行するように定められていますが、これが守られていたのかどうか。2 番目に人口密集地の上空を低空で戦闘機が飛行すること自体、許容してはならないことと考えますが、見解をお尋ねいたします。3 番目に、なぜ人口密集地の上空を飛行する必要があったのか調査すべきではないでしょうか。4 番目に、自衛隊に対して二度とこのようなことがないように、厳しく申し入れをすべきではないか、見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の学校教育に関する部分は教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

被災者見守り相談支援事業についての質問でございますが、本町におきましては被災者に対する支援を一体的に提供するため、10月1日に海田町社会福祉協議会に海田町地域支え合いセンターを開設いたしました。

1 点目の支援対象者数の把握については、罹災証明書を交付した地域を中心に、合計745世帯1,419人を対象に支援を始めたところでございます。

2 点目の見守り巡回訪問の回数については、11月末までにみなし仮設住宅や被害の大きかった地区を中心に相談員が216世帯414人を訪問いたしました。

3 点目の相談受付については、訪問した216世帯から延べ66件の相談を受けましたが、専門相談窓口へつないだケースはございませんでした。今後、専門的支援を必要とする被災者には適切に専門相談窓口を案内してまいります。

4 点目のコミュニティ作りの支援については、被災者が住み慣れた地域、また、新た

な地域でコミュニティ活動に参加されることは非常に重要であると考えておりますので、被災者が集える場の設定等について検討をまいります。

5点目のみなし仮設住宅等での相談会は実施しておりませんが、対象世帯の全世帯を個別に訪問する予定としております。

6点目の孤独死や自殺の予防対策については、相談員が訪問による見守りや日常生活上の相談支援を実施しておりますが、孤独死や自殺のおそれがあるなど、専門的な心のケアが必要と思われる被災者については、広島県が開設したこころのケアチームへ支援を要請いたします。

次に、学校体育館にエアコン設置についての質問でございますが、小中学校の教室にはエアコンが整備されており、この度の平成30年7月豪雨の際にも体育館ではなく、校舎に誘導し、エアコンのある教室に避難していただいております。また、大規模災害が想定される津波、洪水では体育館を避難所として利用できない学校が多いため、現在整備してある校舎の教室のエアコンを活用しての対応を基本として、こうした場合の長期避難所のあり方について検討をまいります。

続きまして、自衛隊航空機の低空飛行についての質問でございますが、1点目については自衛隊に確認したところ、航空法を遵守して飛行したとのことです。2点目から4点目については自衛隊には、直接私の方から住民の皆様方からの問い合わせや苦情が複数寄せられた旨をお伝えしており、主催者である自衛隊において適切に判断し、対応されるべきものと考えております。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。学校体育館へのエアコン設置についての質問でございますが、熱中症の危険度が増す酷暑の日には、体育館での体育や部活動も中止の措置をとることはございます。また、小学校においては夏期は水泳の学習が体育の中心であるなど、熱中症の予防対策等に努めているところでございます。したがって、現在の教育活動においては、多額の費用を掛けて、体育館にエアコンを設置する必要性は低いものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、再質問をさせていただきます。1,419名の方を対象に支援を始めたということなんですけれども、これは、なかなか定期的というのは難しいんでしょう

けども、1回だけでなく2回とか3回というふうな格好でいろいろな相談事いうんか、回られとるんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）10月から訪問を始めておりますので、現段階ではまだ初回の訪問になりますが、県の方から示されております標準的な訪問回数によって、在宅の方であれば月に1回、仮設住宅の方であればその状況に応じて3か月に1回から月に2回というふうに決められておりますので、それに依拠して訪問してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その中で、いろいろな支援をしてくれということを言われると思うんですけども、皆さんそれぞればらばらなんでしょうけども、一番多かった相談いうんか、そういうのはどういうものがあるんでしょうかね。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）相談につきましては66件あったんですけども、具体的に支援が必要な相談というのは今のところあまりなく、特に状況を聞いたりとか話を聞く、傾聴の相談が一番多かったです。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その中で、特に、みなし仮設に入られた人、先ほど23世帯と言われたんですかね。その中でみなし仮設に入ると、いわゆる災害救助法による自宅の応急処理費用、いわゆる上限が58万くらいというのが、あれがなかなか使えないからというふうなことがあると思うんですけども、そういう方、みなし仮設に入れない、そういうふうな方はおられるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この制度はどちらかを選択するという形になるかと思います。ですから、みなし仮設に入られる場合は応急復旧の制度が使えないよという説明をした上で入っていただいておりますので、そういった直接的な相談というのは、その場で申し込みをした時点で解決をしているというふうな考え方をしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その考え方そのものが、いわゆる法というんか、法がこういうふうなんだから支援できませんよという格好になってくると思うんですよね。それを被災者の立場ということになると、被災者支援で見なければいけないことになる。今度は逆の立場

になってくる、逆のようになければいけないと思うんですね。やはり、みなし仮設に入っとっても、最終的には家を再建したいというふうなのがある訳ですから、そういうふうな観点から、制度をもう少し変えていこうかという考えはないでしょうかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）応急復旧につきましては、災害救助法に基づく制度でございます。

これは、一時的に直して、その家に住むという方を対象にしたものでございますので、今、議員、御指摘の、住宅再建という観点とはちょっと違う制度ということは御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）やはり、今、この部分がかなりネックになって、なかなか住宅も再建もちょっと二の足を踏むとか、まして、若い方だったらまだそうでもないんだろうけども、先ほど言われた結構な年齢の方というふうになると、やはり、みなし仮設とか何かに、例えば最長2年とかいうても、ずっとそこに住み続けるというのはなかなか難しい。やっぱり、自分の自宅とかそういうふうなところを再建したいということになってくるので、そこらをもう少し、町としてもそういう支援が必要なんじゃないかと思うんです。そうしないと、いわゆる復旧復興いうんか、そこにはなかなかたどり着いていかないいうふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、みなし仮設住宅に入っておられる方に対してのいろんな相談を町として受けているんですけれども、制度として被災者生活再建支援制度とか被災者援護資金貸付等、今、みなしに入っていらっしゃる方は家をリフォームしようか、それとか建て直そうか、新しい家を探そうかというところで、今、真剣にいろんな計画を立てておられますので、その計画に沿って町として支援できるところは支援させていただいているというところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）生活再建をするということは大変なことなんだろうから、町としての後押しいうんか、そういうふうなものは是非とも進めてもらいたいと思います。

それと、学校のエアコンのことなんなんですけれども、多分、こういう補助金があって、こうなりますよというのは御存じだと思うんですけれども、この制度、検討を、まずされたかどうかというのを伺います。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず学校へのエアコン設置は、優先順位として普通学級や特別教室等を第1優先に置いております。体育館へのエアコン設置というのは優先順位としてはまだ低いものでございますので緊急性はないと判断し、検討はしておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、海田町でなくてもどこの自治体でも、特に今年7月に災害があったんですけども、それ以降は、ものすごく猛暑日で35度、40度近いのがあって、海田町はエアコン設置をしておるんですけども、してない学校は設置をしようというんですけども、財政的に厳しいから政府が臨時でこういうふうな、ブロック塀と一緒に補正予算を組んだんですけども、そのときに、ほかの学校でも普通教室にエアコン設置したところでも、こういう制度を使って体育館にもエアコン設置というふうなことをずっと進めておるんです。

この制度は今まではなかなかお金がないということだったんですけども、今度は町の負担もそんなに従来の半分ぐらいかな、いうふうなところで非常に有利というんか、設置がしやすいというふうなことなんですけども、やはり、先ほどの災害のときに、昨日も住吉議員のときに言われたんですけど、災害のときに体育館ではなしに教室に避難してもらったから、エアコンは体育館には設置しないよ、そういうニュアンスだと思うんですけども、もし体育館にエアコンがあったら、体育館の方に避難を、体育館の方に誘導したと思うんですよ。いろいろなこの水位の問題とか、浸かるよというのがあるんかもしれんけども。

実際に学校に避難された方でも、7日、8日ですかね、ものすごい方が避難をされて、避難をようけされておるから、どうしても子どもさんとかお年寄りを優先的というんか、教室の中に避難をさせて、そうでない、元気な人いうんか、そういうふうな人は、わしらはなかなか多かったけ、廊下で寝たわいというふうな方が結構おられるんですよね。

だから、そういうふうなものを考えると、今の教育の場もそうなんだけど、避難所としてのエアコンの設置というのは必要なんじゃないかと思うんですよ。

やはり、費用面でいろいろとネックになるということなんだけど、こういう予算措置がされとるというふうなところで、それを、何か、しないというのは、検討ぐらいはこういうふうな制度があるというのは当然知っておられると思うんですけども、検討されない、検討して駄目だったらあれだけど、検討すらもしないというのは、ちょっとおかし

いんじゃないかと思うんですけど、もう一度、なぜ検討されなかったのかいうのを願いたいします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育活動において、体育館のエアコン設置というのは緊急性がないと判断したものでございます。猛暑日等の体育の授業は中止をしたり、別の日に振りかえたり等、対応しております。そうしたことから、今、優先順位としては、普通教室であり、特別教室であり、実際、児童生徒が授業を受ける教室を最優先し、学級増がある度に順次整備しているところでございます。体育館のエアコンにつきましては、そうしたところからまだ優先順位が普通教室、特別教室に比べては低いという判断でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そう言われますけども、でも、ほかの自治体にはもう普通教室にエアコンの設置が終わっとる学校いうのがある訳なんですね。そういう学校も、次は体育館にエアコンを設置しようというふうな動きなんですね。そのときにネックになるのが結構な費用が掛かるというふうなので、なかなか設置に踏み切らないんだけど、こういうふうな財政的な、ある程度国が支援をしてくれますよということになったら、それじゃ、付けようかということになってきとるんですけど、それを、何か優先順位が低いとか、あまり必要ないとかいうことを言われるんだけど、今、どこの学校も、なぜ付けられないんですかというときに、普通教室に比べて体育館の方がエアコンを使用するメリットが少ない、そういうふうな言い方はしとられんのですね、ほかの自治体は。やっぱり、財政的に困難だから付けるのはちょっと難しいということなんだけど、財政的に、それ、ある程度有利だから、やるんだったら今やらなかったら、それこそ、もうなかなか今年限りの、今年度限りの予算だから、補正だからなかなかできないというふうな格好になるんだけど、どうもその辺が、体育館そのものいうのも、子どもの教育の場でもあるし、避難所にもなるということを総合的に考えたら、今の時期に設置すべきじゃないかと思うんですけどもね。特に、教育現場だけでなく災害という観点からも、そういうふうなことがあったらやるべきじゃないかと思うんですけども。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員がおっしゃることの中で、検討ということで課長の方が検討していませんというようなことを申し上げましたが、当然、補助金が考えられておるとい

うことで、当然、情報収集は努めておりまして、まずは普通教室。通常教室、特別教室に全てついているかということ、まだ不十分なところは実はありまして、そこは最優先でやっていないけんと考えているんです。

それにまた、教育活動として体育館へといったときに、先ほどから申しますように、工夫すればどうにかなるものについては、それは頑張っやにゃいけんと思うとるんです。例えば、体育の授業を振り替えるとか、水泳の授業でできているところを、工夫すれば、教育活動上、子どもたちに支障がない程度であれば、それはやらなければいけないと思っています。

それと、体育館につきましては、やはり補助金のいろいろな制度がありますが、詳細に調べてみると、簡単に補助があるから有利じゃないかと言えることは調査してみないと、さて、その補助金の額はどの程度であるのかといったときに、非常に体育館については多額に掛かるんです。数千万円の事業規模になります。それらも考えて、総合的に判断するべきだと考えているから、そう申しています。

また、他市町におきまして、私、ちょっと聞きましたが、まだ体育館には多少皆さん、どの町も及んでいないところが多いんです。設置率につきましても非常に低いということでございます。もちろん、情報収集に努めて、体育館は絶対要らないといっているつもりはございませんので、今後もそういうふうな他市町の状況を踏まえながら、考えてまいりたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そりゃ、お金が掛かるからやらなくて、今回、そういうふうな要望いうんか、体育館にもいろんな自治体から付けてくれというのがあって、今回、こういうふうな予算措置がされた訳なんですよ。それを利用してくださいということなんですよ。

それと、今までまだ普通教室いうんか、特別支援教室もエアコン設置してないからそっちが先だという答弁だと思うんですが、それじゃ、この予算を使ってそっちの方に付けるというふうなことは検討されるんでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほども答弁しましたとおり、普通教室や特別教室、学級増があるところに対しては、この補助を使っの対応を考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）是非とも、この普通教室や特別教室はこの補助金を使っ、いうても12

月の中ぐらいまでには申請ということだから、あまり期限がないかもしれんけども、是非ともやって。

それと、今の体育館なんだけど、やはり普通教室にエアコンを設置して、次は体育館だよというのが、もうどこの学校いうんか、自治体もそういうふうな流れになってきて、何回も言うんだけど、ネックになるのは設置費用ということで、一遍に、どこでも一遍にぱっと付けるようなことはやってないんだけど、やっぱり計画的に何年か計画でずっとやっていくというパターンなんだけど、そういうふうにしていかないと、いわゆる今度はまた大きな災害が来るというふうに言われとるんだけど、そのときに、昨日、大きな体育館にスポットクーラーをというふうな格好で、よくテレビで外に動力を入れて、中にダクトでこう入れるというふうなのをテレビや何かでやるんだけど、やはりそうではなくて、この自分のところの体育館のエアコン、自前いうんですかね、そういうふうな整備というのは、いろいろな意味での必要なんじゃないかと思ってね。是非ともね、今回はなかなか難しいみたいな感じなんだけど、この機会を逃したら当分いうんか、それこそ政権が変わらんかったらできんのじゃないかというぐらいのスパンになってくるんだけど、ぜひとも、体育館にもいろんな災害の面とか教育の面とかいうふうなもので、是非とも設置をお願いいたします。

それと、自衛隊の問題なんですけど、町長は、来賓として招かれて行っておられたと思うんですけど、あの時間帯ね。行っておられましたでしょう。10月の21日か、祝賀記念日。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）副町長が代理で出席しております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、副町長にお伺いします。多分、あのときの音を聞かれたと思うんですけども、どういうふうに思われましたか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）ジェット機でございますので、それ、相応の音がしました。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それ相応というても、私たちはあんまりああいいう低空で音を聞いたことがないんでびっくりしたんですけども、ほかの人たちもびっくりして、前の18日に市民球場を飛んで、あのときの記事には、次は、21日は海田に来るよと書いてあったもんだ

から、皆さん、来るんだなというふうな認識でおられたんですけども、実際に来たらものすごく大きな音だったということで、私たち共産党としても26日の日に抗議に行ったんですよね。広島上空でこういうふうな低空飛行は止めてくれと。

そのときに対応された2名の隊員の方ですか、あの方も、あんなに大きな音がすると私たちはびっくりしたというようなことを言われたんですけどね。ああいうふうなことで自体そのものが、何で飛ばす必要があったのかということなんですよね。隊員の方は、広島が被災をしたからそれを勇気付けるためだ、元気付けるために飛行したんだと、そういうふうなことを言われたんですけども、こういうことに対して町長はどう思われますか。何か勇気付けるためにあんな大きなする必要があったのかと、どういうふうに思われますか、このこと。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）勇気付けるかどうかという確認は私はとっておりませんが、自衛隊の方で一応企画されていることですので、自衛隊の方の対応というふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）やはり、こういうふうなことは抗議をして止めさせてもらいたんですよ。

今、どういう訳か知らんけども、自衛隊でそういうふうな訓練とか何かで、事故が結構あるでしょう。この前の九州かどこかで、自衛隊の戦闘機がニアミスをしたとか、訓練所で迫撃砲を撃っておったら道路に飛んで車にアスファルトの破片が当たったとかいうふうなことや、ここにも書いたんですけども、九州で高性能の戦闘ヘリか、そういうふうなのが墜落をするということで、米軍の事故もすごく多いんですけども、米軍でなくて自衛隊機そのものもそういうふうな事故を最近起こしている訳なんですよね。そういうふうなので、やはり今の21日の記念行事でもそうだけでも、大きな音で基地の中で白煙が上がるような、そういう市街地の中の訓練いうんか、実際に実弾は使うとらんかもしれんけども、そういうふうなことは止めてくれと、中止をしてくれというふうなことを町民の方も、先ほどこの答弁にもあったんだけど、町民の方も心配されておるというふうなことで、町長はこのことについて、自衛隊に対して抗議をされたんです。町民の人が不安に思っとるから止めてくださいとか、何とかしてくださいというふうなことを言われたんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）第1答弁のところで御説明をさせていただきましたが、住民の皆様方からお問い合わせや苦情が複数寄せられたことの旨はお伝えさせていただいておりますし、今回の主催者である自衛隊の方が適切に判断し、対応すべきものというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）やはり、いろいろと自衛隊には災害とか何かでお世話になつとるからというのがあるかもしれないけれども、それはそれとして、それとこれとはまた別の問題だと思うんですよね。それはある程度、任務ですから、自衛隊の。そういうふうなことをしなければならないという。それと、今の戦闘機を低空で飛ばすと、300メートル以上だったというのは、以上でも以下でも、それは自衛隊は下を通つとつても300メートル以上ということを使うというふうなことは、通常じゃそうですからね。それは低く飛んでも300メートル以上というふうなことを発表するということらしいんだけど、やはりそういうふうな事故が起きないという保証いうのはない訳なんですよね。

現に、今の事故というのは高性能な飛行機でも戦闘機でも、実際にいろんなところで事故をしとる訳なんですよね。日本国内だけじゃなくて、例えば岩国と同じ同型機がアメリカの方でも事故をする。この前もどこか沖縄の海上の方で墜落をするということが起きとる訳なんですから、やはり市街地の上空を、ましてやあそこらは学校施設とか教育施設があるところなんです。そういうところにそういうのを飛ばすということは、やはり町としても二度とないようにということは言ってもらわないと、自衛隊が主催者だからそれは判断するようじゃなくて、そういうふうなことは止めてくださいということをするべきだと思うんですけどね。

特に、この前の市民球場の上を飛んだときは、あれはものすごく広島市の市民の人たちも平和都市の上を戦闘機が飛ぶとは何事だというふうに怒っておられるんですよね。海田町は広島市じゃないよといっても、やっぱりそういうふうな抗議いうんか、そういうふうなものは、是非ともして、訓練するんだったら訓練場がある訳ですから、そこでして、市街地の中にあるような基地で訓練なんかを止めさせるということをしてもらいたんですけどね。もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、この催し物に関しては、自衛隊の方の判断に基づいて実施されたものでございますので、その関係に対応されるべきものという

ふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）しつこく言うようなんですけども、21日に海田でやって、18日にも海田町でやるデモンストレーションいうんか、下見いうんか、そういうふうなので、広島市のマツダスタジアムの上空を飛んだる訳なんです。それが中国新聞や何かに載ったりしとるんだけど。そのときに、もう海田に来るのは分かるとる訳だから、そういうふうなことは中止をしてくれ、あの音を聞いた人が、ものすごく、特に市民球場なんかは多分満席だった訳ですから、すごく、どういうん、尋常じゃない騒音を聞いておられる訳です。やはりそういうふうな情報いうのは分かるとる訳ですから、21日来るというのは。そういうふうなのは前もって中止をしてくれと申し入れたら、中止をするかどうかいうのは向こうの判断かもしれんけども、そういうふうなことをしてほしかったんですよね。だから、それを自衛隊が主催だからどうのこうの、それはそうかもしれんけども、やっぱり、そこにある自治体として近隣住民の不安があるからいうふうなことを言ったら、やはり向こうは向こうなりにある程度考えるいうんか、それは向こうのことですから、やっぱり、こちらはそういうふうな中止を、祝賀飛行みたいなことは止めてくれというふうなことを言っても、言うこと自体はそんなに難しいことではないと思うんですけどもね。

もう、あるかないか分からんのだけど、もう1回、こういうふうなことがあったら、前もって情報があったら申し入れをするようにお願いしたいんですけども。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になるかと思いますが、先ほど、住民の皆様から問い合わせや苦情、そういったものが寄せられているということは自衛隊の方にはお伝えをしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）伝えるだけじゃなくて、中止をしてくれというふうなことを伝えてもらいたかった訳なんです。どうもその辺のところは、住民の方の意見を伝えるだけで、町長はどう思うとるんかいうのは伝えられてないみたいな感じなんですけど、是非とも、こういうふうな、もしも事故が起きたとき、事故が起きないという保証はない訳なんです。現に、事故がいろんなところで起きるとる訳なんです。そういうふうなのを思って、次、やるようなことがあったら、是非とも中止をするようにお願いをして、終

わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。1点だけ質問いたします。西日本豪雨災害発生以来、約4か月経過し、重要な道路等、ライフラインに関わる災害現場は仮復旧を含め、おおむね進捗していると感じております。今後、町民の要望も緊急度が高い現場の処理が進み、段階的に被害が軽度な現場への処理を要望されてくることが想定されます。農地内堆積土砂排除に関しましても同様であり、緊急度や重要度の高い現場が優先されることは望ましいことではありますが、被害状況が軽度な現場や長期間耕作放棄される現場へ優先度を上げることは、必要とは、考えていたしかねます。用水路等の近隣町民への影響度が高い災害現場を優先すべきではないでしょうか。災害復旧を行う優先順位決定において、町民の理解を得ることができることを念頭に行うべきと考えますが、どのような優先順位を決定しているのか問うものでございます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。災害復旧の優先順位についての質問でございますが、災害復旧については被害が大きく、住民への影響が大きい箇所を優先して施工していますが、隣接箇所等を一体的に施工した方が効率的な場合には、優先順位が高くなくても施工する場合もございます。今後も引き続き、一日も早い復旧復興に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） こういう答弁が返ってくるとは思いませんが、優先順位が高くなくても効果的な場合には、優先順位が高くなくても施工する場合がありますと書いてありますが、どういう場合か詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 一般的な考えではございますけれども、例えば道路の土砂撤去を行う

際に、そこに隣接した宅地に土砂があった場合など、重機が入っておりますので、それらと合わせて実施した方が効率がよいという場合であるとか、公共施設、水路であったり、道路の土砂を撤去するのに、例えば民地を通り抜けて撤去した方が効率よくできるとかいう場合等もございますので、それらについては合わせて実施をするとか、そういうことを想定して答弁をしたものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 分かりました。ここにあなたが言われるのは、建設課でしょう。建設課は農地もするんか。そうじゃないでしょうが。農地は違うでしょうが。農地と書いてあるでしょうが。農地に対してはどういう答弁か。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） 先ほど、建設課長が申しましたように、農地についても同様の考え方をしております。今回の例でいいますと、河川の土砂撤去をした際に隣接した農地がありましたが、その農地の土砂を撤去した方が効率的に作業ができるといった案件もございましたので、建設課長が申しました考え方とほぼ同様でございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 農地の場合と建設の場合は違うでしょうが。農地の場合は、あなた方は最初は、農地は激甚災害であっても公共団体は農地はやりませんと言いつけてきたのが、広島市は農地も広島市で撤去しますいうたら、海田町もそれに準じてかどうか知りませんが、農地も海田町が責任を持ってやりますと。そのためには申請書、誓約書が必要ですというてやられたでしょうが。誓約書というものは、ほんじゃ、聞きますがね、そのときに出された誓約書はどういう意味するか。ちょっと、建設部次長、どういう役目するか。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） この誓約書につきましては、申請していただく際に提出してもらうものでございます。この中には、農地の土砂撤去を申請するに当たり、復旧後1年以内に耕作することを誓約しますといった内容で提出してもらうものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、誓約書の、わしは意味を知りたいんやの。誓約書を書いて、誓約書を出した。1年内でも、2年経ってでも、その土砂撤去した場合、誓約書に基づいて農地再利用、あるいは農地として再利用されなかった場合は、どういう処置をされま

すか。それをきちっと聞いておるんですよ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）ここでは、この基本方針を定めて運用したところでございますが、この中には罰則規定というものは設けておりません。したがって、1年以内に作っていただくという誓約書を提出していただいた訳ですから、確実に履行がされるように、現地を見回りたいと。必ず作っていただくという考え方をしております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）建設部次長、あなたは口ではきれいなことを言われますが、実際いうて、やかましい言うたもん勝ちで、あなた方、多数の目で判断したいうて。営農農地と農家とは違ういうて。何が違うか、ここでどう違うか、営農農地と。何十年、何代農作業されている。例えば、営農農地はどういう判断でやられたか、普通、米作り、野菜作り、果実作りをやられたのと、営農農地とはどういう差か、建設部次長はどういう考えかお聞きします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）営農という言葉の定義ということでございますが、これを生業としているということが第一に挙げられるじゃないかというふうには考えます。それを職業としてやっておるといったことが、もともと営農という考え方の基本にあるんじゃないかと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それを職業としてやっていると云われますがね、それを本職業か、例えばサラリーマンやって、あなたが言われるんは、あなたが使われた言葉はよ、それを本職としてやっておると、その判断は、あなたはどこでされましたか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）基本的に商売ということになりますと、出荷記録があるか、例えば農協さんにお米を出しておられるかといったことが一つのバロメーターになろうかと思えます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）わし、それを言われる思ったんじゃがね。米出荷というものは、今の米は売買は自由ですよ。農協に、例えば、知っちゃるんじゃけ、言うんじゃがの。農協に1俵出しても営農農家とあんたは認めるんじゃろ。米は自由販売できますよ。例えば、

4反作っとして、農協には出荷せんが、民間、ある業者に販売した、その記録は納税証明書にありますよ。領収証があるし。これは営農農家じゃないんですか。どうですか、その判断は。1俵出したもんでも営農農家と認める。何十俵作って、民家で、ある商店へある米屋さんに売って領収証があった、これは営農農家じゃないと、あんたの判断ですよ。そうじゃないですか。米の販売は自由ですよ、今は。法律で規制も何もされていませんよ。野菜もそうでしょうが。野菜も専門的にAコープやユアーズに出して、生計を立てちよる人は何人もおられますよ。農協も出しておられるし。そこの違いをあなた方はどう思っておられるか。

だから、私が今の誓約書か、誓約書を書いて、書かれた家で、まあ、私が知ってるわね、99パーセントされないと思いますよ。それが、あんたが言う税金が無駄に使われるんよ。町のあれでしょうが。

だから、国会でも誓約します言うて、嘘はつきません言うて、誓約書には誓約書のそんだけの効果があるんだから、それは、お願いしに行くとか、きちっと自分らの目で確かめるとか、いろんな方法があるでしょうが。まず、一つ一つ答えてください。わしも40分の時間があるんじゃないか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、営農というやりとりがあったと思いますが、私は一例として農協に出荷したという説明をしましたので、ちょっとその言葉が足らなかったと思います。おっしゃるように、いろんな形態の農業と、インターネットでお米、野菜を販売する方もいらっしゃいますし、そういったところは全て把握ができる訳ではございませんが、一例として農協に米を出荷するという表現をさせていただいたところです。

この度、おっしゃられておるその誓約書ということでございますが、耕作することというふうな表現にさせていただいております。例えば、畑を作っていて、自分の家で食べるもの、作物を作るといったことを想定してございますので、必ずしもこの度のこの誓約書の中には、そういった出荷をしなさいといった意味は含まれておりません。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）誰がそういうことを聞いちよるんよ。そんなこと、●●でも知っちよるわ。果樹を植えても、耕作したことになるでしょう、農地として認められるでしょうが。こういうことを誰が聞いちよるんよ。営農農家と普通の農家、一生懸命働いた、何代も働いた農家と、あんたが区別をしたのはあんたが区別したんで。農地の土砂が崩れた、

2件だけ補正予算を出されたから、これはどうしてですかいうたら、営農農家の方だから、そういう規定があると。そんじゃ、どう確認したかいうたら、複数の目で確認したと、あなたが答弁したじゃないか。あなたがやったろうが、答弁は。だから、営農農家にわしが引っ掛かるんよ。でしょう。わしゃ、それを、あなた方は平等に扱わにゃいけんじゃないか。それを1俵、2俵やった営農農家じゃから、崩れたところを県の規定か何か知らんが、工事やりますいうて、あなた方が予算を組んだじゃないか。そのとき、はっきり、あなたは言ったじゃないですか、営農農家じゃと。それ、間違いか間違いじゃないか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）私の発言は、営農農家でなければいかんと言った趣旨の発言は、した記憶はございません。私が言ったのは、そういった事実が確認できるかどうかというふうな趣旨でお答えしたものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だから、言うたでしょうが。それを確認をどうしたかいったら、複数の目で確認したいうて。その規定にあって、今言われる農協で1俵、2俵か、供出しても営農農家だと。あなたが言うたことじゃないか。そうじゃから、ほかにも崩れてあるところがあるが、これはどうされますかいうて聞いたら、あなたが、複数の目で営農農家という規定がありますちゅうて、あなたが言われたじゃないか。だから、今後、そういうあれがあったんなら、もともと農業しておられた箇所が崩れとったら申請したらそれはそれで検討しますぐらいな答弁はできんのか。皆、平等に税金を払うて、固定資産税も払うちよるんだ。その点、もう1回お願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）私が複数の目で確認したというのは、現地を確認したというふうにお答えしたと思います。まず、国費対象の農業災害に関するいう事柄でございますが、採択要件というのが先ほど議員さんも言われましたが、採択要件というのがございまして、その中に、主に水稻、稲ですね、稲をしとる場合には、補助の採択の可能性が非常に高いと。しかしながら、畑においては採択されても国費対象になる金額が非常に少なくなるといったような農業災害の背景もございます。そういった中で、県と相談しながら、どの場合が採択されるのかといったのを探った上で、3件ほど申請をさせていただいたということでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、あんた、複数の目で確認した言うたでしょうが。うち方も田んぼを作っとして、ずっと田んぼ作ってますよ。昭和二十何年、災害に遭うて、親子二代でちゃっと田んぼを作って、ずっと今でも田んぼを作っていますよ。それがあから、あなたに、そういうところもきちっと確認したかいたら、あなた、間違いなく複数の目で、自分らが複数の目でやって、わしが言うたことは論外じゃ言われたんじやが、そういう箇所もあるから、改めてそういう箇所も検討しますという答弁はできんのかということをお願いするんや。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） まず、論外とおっしゃられましたが、私はそういう論外という言葉は使った記憶はないんですが、まず、採択されるための条件というのがどうしても前に出てくると思います。そういった中で、議員さんのところは、その採択する要件に当てはまらんというような想定がされたがゆえに申請をしなかったというものです。他方では、議員さんのところは、河川の改修と、河川の方がある程度できるといったこともございましたので、そういったことを総合的に判断したものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） あなた、ちょっと失礼よ。わし、議員に、わしのことを言うちよるんじゃないよ。海田町全体のことを言うちよるんよ。あなた失礼な答弁するの。議員さんのところいうて、誰がうちのところじゃ言うたん。あなた、勝手にわしんところを想定してもろうたら困るよ。海田町全体のことを考えてくださいいうて、今後、そういうところがあつたらやりますというような答弁はできんのかいうことを言うちよるんで。誰が自分のところを自己ひいきに、わしゃ、議員じゃなかったら追及する、言うよ、朝から晩まであんたここに電話するんじやがの。わしゃ、議員じゃから、議員自ら自分のことを言うちやいけんが、海田全体のことを言うちよるんよ。誰が自分のところのことをあなたに押しつけちよるん。あなた、失礼じゃないか。どう思う。建設部長。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今、次長の方が申し上げまして、一つ、いろいろ議員さんの方に誤解を招くような発言があつたことについては、私の方からお断りを申し上げます。

現在、海田町の取組といたしましては、農地の方については、今、次長の方でしっかり取り組んで、県とも相談をしながら、補助採択になるものについて、ならないものに

ついて、いろいろ現地で見させていただいた上で、海田町の方として災害の方で上げさせたものでございます。これ以上の追加というのは基本的に非常に厳しい状況ではないかと考えております。

また、今の、それ以外の農地の土砂撤去、そういったものについては、引き続いてやっておりますので、いろんな意味で農地災害に遭われた方については、海田町としてできる限りのことはしていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今の、わし、土砂災害のことを言うんじゃが、土砂災害の基準というものを二、三聞きますが、緊急の場合、土砂災害してもろうて皆喜んでおられます。緊急の場合、土砂災害してその業者、支払われる、それは積算の上か、それとも1日当たり、今の運搬機械よの、土砂を運搬する機械、ショベルカー、あれは海田町が借り上げて業者に提供するか、それとも1日、1日を業者から申請があつて払われるか、ちょっとその一点を、また後するんじゃが、その一点を詳しくお願いいたします。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 発災直後からそういった緊急で業者に工事等を実施したものにつきましては、施工数量を算出し、それを検査して支払をするというのは、時間的に手間が掛かるということで、その出面というんですけれども、何人働いて、どのような重機を使ったかということで精算することもできます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） わしは、建設部次長も建設部課長も同じかしらのじゃが、大変お世話になつとて申し訳ないのじゃが、そういう出面よの、私らが使う出面、だから、例えばわしも良くしてもらったけん、知ってますよ。だけど、それが出面であるんならば、使いもしない、使うてない重機が、ダンプが1か月も放置してある訳よの。それは海田町が払うんか、業者が払うんか。建設部次長。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） その事例がどこかというのはちょっと分からないんですけど、今、我々が確認している出面というのは、作業日が記入されてきます。その作業したときに、作業員の数、建設機械の種類といったのを確認しておりますので、もしダンプ等使っていなければ、その出面の中には作業員さんとバックフォアといった形の出面で提出されると思います。それを我々は確認をしてございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） わしゃ、今の意味が分からんのじゃがの。例えば、1週間も2週間も5台の機械が全然使われてないよ。これは、建設部次長、農地の今土砂撤去されてますがの、それは誰が払うんよ。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） 我々が支払をしているのは、あくまでも作業した日数で支払をしています。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 確実に、今、言われましたの。わしゃ、その業者もちゃんと知っちよるし、昨日、おとつい、議会が始まるからの、道路の脇に循環バスの反対側にダンプが1台、1か月も放置してあったんよ。その借りた業者も知っちよるけん、わしゃ。調べて追及しますよ。ここで業者を言うのもあれじゃがの。一から十までわし知ってから、あなたに確認しとるんよ。それを、あなた、多数の目で確認しとるんかい。あなた、いつも多数の複数の目で確認しとると言われるがの。それを一から十まで多数の目であなた、確認しとるかということ聞きよるんよ。どうか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 我々、そういった業者の方に仕事をしていただいて、当然お金を支払っていきますので、支払う段階においては写真とかいろんな必要書類を見ながら、複数の目でチェックをしながら支払の方をしております。今、御指摘いただいたようなお話があれば、この場では当然言えないことでございますので、当然、後、言っていれば、そういう請求についてはうちらも断固として支払う予定はございませんので、それはしっかり対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、わしはそれを言うとりんよ。しっかりと対応してもらわな困るんよ。わし、あなた方に内緒で言うちょろう。複数のことを言うてる訳よの。そういう事例があるから、あなた方には、それをきちっと監視とあれする義務がある。何を意固地になって、建設部次長、わしが、議員の場合はいうて、わしのことをいつ言うたん。あんた、特定のね、わしの議員の名前まで出して、わしが、あんたあこれをしてくれ、あれをしてくれ言うて、あんたに何を頼んだんよ。あんた、そのぐらいのことは分かるやろ、建設部次長でしょうが。わしゃ、海田町全般のことを言うて一般質問しよります

よ。わし、個人的なことは一つも言うてませんよ。そこら、どう思うんか、建設部次長。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）私の答弁で不愉快な思いをされたのでございましたら、この場をお借りしまして謝罪したいと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今言うたように、町長、今後とも、あんたら、執行部は大変なことや。

大変なことじゃがね、やっぱり、それを監視する義務があるんじゃないから、それをしっかり重視して、今後やってもらわなかったから、住民の不安というものは増すばかりなんよ。今から、軽度の災害になった、軽度の災害になるほど、やっぱり住民の、あれもしてもらいたかった、これもしてもらいたかったちゅう、やっぱり要望というものは増える思うんよ。そこへどういうふうな対処するかということも、今後の課題でありますので、それにどう対処されますか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員の御指摘のように、町内でいろんな痛みを受けて、それに対して実際に対応してきております。今のよう、私も、直接現地を回りながら、いろんな記録を取りながらさせていただいております。中に、その情報も建設課の方にもお渡ししてきている実情はございます。そういったところを踏まえながら、今後はその対応をきちっとできるように、皆様に説明できる形のを構築していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）町長、言われましたように、今後、執行部においては、皆一丸となって、こういう住民の要望に対しては重視していただくように、切にお願いして終わります。

○議長（桑原）9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、都市計画道路の変更について質問いたします。西浜交差点と日下橋の交差点については問題があり、今まで何度か質問をしてきたところですが、これを解消するには、前々から言っておりますが、都市計画道路、新開蟹原線を延伸することが一番の解決策であると考えておりますし、皆さんもそれは理解をいただいておりますんじゃないかと思えます。

しかしながら、執行部は、この路線を廃止しようとしております。先日の都市計画変更の住民説明会でも、この交差点問題については同様の指摘を受けていることは事実で

ございます。そのとき、町の担当者の説明は、この交差点については問題があることは理解しており、改良のプランがあるとの説明を受けましたが、このプランはどのような内容でしょうか。

また、このような問題がある交差点の解消に効果がある都市計画道路を廃止するのであれば、当然にその代替案を示して行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、水害時における避難施設の問題でございます。豪雨災害に対する避難場所指定箇所はほとんどが公共施設で、その多くが平地部分にございます。当然に山に近い地区、特に公共施設から離れているところから避難するには相当の移動距離になります。このことは以前から指摘されていたことでございますけれども、この度の豪雨災害においても、このことが災いしたところがあります。当然に雨が降る中、遠くまで避難するのは躊躇しがちになり、避難が遅れてしまうケースがままあると思います。

また、協定に基づき、避難場所として民間施設をお願いしており、今回の豪雨災害においても避難を受け入れていただいた代替施設がございます。しかしながら、このような施設も全て平面部であり、公共施設が少ない山に近い地区においては民間にお願いして、一時避難のような場所で対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。都市計画道路の廃止についての質問でございますが、1点目については、交差点に接続する交差角度の修正や右折車線設置等により、交差点の安全性が向上する素案を作成してまいります。

2点目については、都市計画道路の見直しに当たっては、長期的視点で都市の姿を見直し、道路網を検討する必要があります。こうした中で新開蟹原線3工区については、今後の人口減少等の社会状況や周辺の大規模開発等による交通需要の増加は見込めないことから、交通処理上、新規道路整備の必要性はなく、現況の道路網で代替可能であると考えています。ただし、御指摘のあった二つの交差点については、課題が残るため、現在工事が進んでいる東広島バイパスの高架工事が終了した時点で周辺幹線道路の交通量や交通流の変化等を踏まえ、交差点改良や町道整備等の案をまとめ、御提示してまいります。

続きまして、水害避難施設についての質問でございますが、現在、町では、畝、砂走地区の施設を含む8施設と民間緊急避難施設としての使用に関する協定を締結してい

るところです。山に近い地区には土砂災害特別警戒区域等が広がっていること、民間企業などの施設も少ないことから、設備が整っている避難場所の確保が難しい状況でございますが、確保要件を検討し、適当な施設があれば協定ができるよう働き掛けてまいります。

失礼いたしました。1点目のところで、交差点安全性が向上する素案を作成してありますと訂正させていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、水害の救助、避難施設のことについてでございます。今の施設そのものというのはほとんどが平面部にあって、遠くから来れないのは、これは認識されているとは思いますが。私が言っているのは、今回、はっきり言って、人的被害があった場所を考えたときに、結局、距離もあるから家を出るのを躊躇する、これはあること事実だと私は思うんですが、その辺のそのようなことについては災害の避難の段階でのそういう問題があるというのは認識されとってですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）詳しくはこれから行う検証業務の中である程度明らかになるとは思いますけども、やはり避難所が遠いということが一つの要因になったということについては、当然、そういった要因もあるものというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何年かもう10年以上前にこの計画が作られたときに、そういう地区の方から必ずあったクレームが、わしら、どうやって雨の中、逃げてここまで行くんやと。これは前々から実際に言われて、ある古い議員さん、今ここにおられる議員さんの中でもそういう話を出された人が実際におられます。そのときにやっぱり町の答弁は今と同じように早めの避難をという言葉でやられたけども、実際にそれだけの距離があったときに、雨降る中に早めに避難するというのも、なかなか動きにくい面があると思います。私が今回これ言っているのは、この長い距離を何とかするには、実際に新たな避難所を作れという意味で申し上げているんじゃないんですよ。

要は、避難所は避難所として、今のままで私は悪いんではないかと思うんです。一時的にしのげる場所。例えば、先ほどちょっと町長答弁の中にありましたが、特別警戒区域等が広がったから難しいんじゃないかとおっしゃられています、その中でもやはりここなら一時的には、少なくとも、今回の災害でも一番ひどかったのは12時間ぐらいのも

んだと思います。12時間過ぎればある程度は動ける範囲になったんじゃないか。その12時間なり24時間なり、短い時間を一時しのぐ場所、それが多分必要になるんじゃないかと思うんですが、それについて新しく考える中に考えが及ばそうとしているかどうか、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員、おっしゃるように、いわゆる避難所というものが移動距離が長い中に、当然あれば、それは早めの避難をこちらが呼び掛けたときに、住民さんが動く一つのきっかけになろうかと思っております。ただ、町長答弁にもありましたように、今、議員が御指摘の地区につきましては、イエローゾーン、レッドゾーンが多く広がっておりまして、協定をこちらの方から結びたいと思っているような民間企業というのが少ないのが現状でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）別に民間企業じゃなくてもいいんじゃないんですか。個別的にお願いする手もあります。ただ、実際、役場が協定を結ぶ必要があるんか、僕ちょっと悩むところがあるんですよ。自主防災組織がある、その中でしていくのか、どちらがいいのかよく分かりませんけども、逆に協定が結ぶことが難しいのであれば、当然、町としてそういうところを何かいいところがあるか、適用さすことできないかという指導するような方法も必要なんじゃないのかな。だから、一番いいのが協定を結んで町としてしっかりとしたそういうものをしていくのが一番ベストだと思いますけどね。だから、自主防災組織などを使いながら、そういう部分を指定していく、そういう指導をしていく、そういうことも必要なんだと思うんですよ。その辺を総合的に、僕はこれが正しいとは思いませんし、こうしなさいとは言いませんけれども、ただそういうものを検討していく、必ず検討しないと、要するに被災を受ける人間が多くなっていく、少しでも減らすためにはそういうことが必要になると思います、それについてどう思われるか、そういう今後の方針についてどういうふうに思われるか、ちょっとお聞きしてるんです。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員が御指摘のように、町が協定を結んでする避難所とは別に、自主防災会が独自で近くの企業等々、避難所として協定を結んでいる自主防災会もございます。ですから、今、議員が言われたように、民間のおうちということであれば、なかなか鍵の管理であるとか、何ていうんでしょう、通信体制とか、夜中におるおられん

とか、そういった細かいこともございますので、どちらが協定を結んで活用するのがいいのかというのはなかなか難しいところはあるかと思いますが、そういった手があるというところについては、今後、自主防災会への支援指導の中に入れて、取組を進めていければと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）協定を結べとまでは申しませんが、そういう指導をしていくこと、そういうやり方をしていくのも一つの方法だと思いますので、是非ともこれは行っていただきたいと思います。

続いて、新開蟹原線の問題ですけれども、僕はこれはどうしても納得いかないんですけれども、この廃止のプランはいつ出されましたか、最初。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）平成23年9月に案の公表ということをしてございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）平成23年から、今、平成30年12月、7年以上経っています。この問題が分かっておりながら、その間、何か行ってきたんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この件につきましては、まず平成23年9月に案の公表をしたと、先ほど説明させていただきました。その後、24年1月に町議会の全員協議会の中で皆様に説明をさせていただいたところでございます。そういった中で連続立体交差事業の本体部分の計画を見直すということが浮上してまいりました。その結果、海田町内の街路に影響があるといったこともございまして、長期未着手街路の問題ということを一時的に中断せざるを得ないという状況になりましたので、その間、中断した形になってございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）連立の話をしてるんじゃないですよ。都市計画道路を廃止する方針を出した以後、西浜の交差点はその後の問題ですけども、少なくとも日下橋の交差点の問題については前々から分かって、このときにも僕は指摘しておるんですが、その後、何かその交差点の今後どうするかという方針について少しでも検討されたんですか、話を、当然、右折車線を作ろうと思えば、国道なんかありますから、国道の方にやってくれとか、そういう動きをされたんですか。そのことを聞いているんです。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）海田町の街路におきましては、先ほど、連立という話も出ましたが、全体の中でどういうネットワークになるかといったところを主眼に考えてございましたので、連立がストップした時点で全体の計画を凍結せざるを得ないという状況になりました。したがって、その間、新開蟹原線に係る国道2号の右折レーンについても同様に凍結をしたという形になってございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、議会に説明したのと違うじゃないですか。23年にもう発表しました。たまたまそれ以上進めることができなかったと言われたのはあなた方でしょう。凍結じゃなくて、都計変更することがそれに併せてやらざるを得なかったという説明だったでしょう、議会で。實際上、できなかった。でも、問題があることは指摘されているのに、なぜそれを改良しようとしなかったんですか。

もう一つ、住民説明のときにはっきりおっしゃいましたよね。改良プランがありますと。プランは持っておりますと。じゃ、そのプランは何ですかと今回質問したんですが、答弁されてないんですが、そのプランとはどんなプランでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）町長答弁にもございますように、まずは交差角度が現在よりも良くなりませんか、それから右折の滞留車線がとれるかといったところの検証をした結果の絵柄を書いてございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）絵柄を書いて、その絵柄を全く見せずにやる。当然にすれば、西浜交差点にしてもしかり、日下橋の交差点にしてもしかりですが、都計を外してしまったら、堅固な建物が建ったときにどうするんですか。自分らのプランが全くできないじゃないですか。少なくともそういうことを想定すれば、どっちにしろやらなきゃいけない問題、それは国がやるか町がやるかは別にしても、県がやるか別にしても、県道のそばなんで県がやるにしても別にしても、やっぱり町としてこういうものをしますというものを持つといて、だから、皆さん、これ、御勘弁ください、この計画を外させてくださいというのが筋じゃないんですか。プランがあって、プラン何もしないで、それはまずいんじゃないんですか。

これは何年も前から揉めている交差点ですよ。御存じのとおり、職員も亡くなった

んじゃないんですか、ここで。信号の誤差の関係で、それに間違えて飛び出したトラックで事故があったんじゃないですか。それもそのころでしょう。それらを考えたら、もう廃止すると決めた時点で次のステップを考えるべき案件じゃないんですか。

また、あこへ、もし交差点の中に、交差点の近くに堅固な建物ができた、だから金掛かるからもうやりません、結局そうなるんですか、結果、答えは。廃止したらそうなりますよ。私が言うのは、廃止するのはいいよ、仕方ないよ、あなた方がそう思われるんなら、それは仕方ないけども、それならこういうプランをしますから御理解くださいというのが筋じゃないんですか。順番が違うんじゃないんですかと言っている。それならば、一時的にこの分だけ残して、その上でこういうふうにしますから御理解くださいとやるべきじゃないんですか。外してしまうと制限がなくなるんですよ、交差点部分も。都計を外してしまうと、制限がなくなるのは事実ですね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今回、新開蟹原線を廃止するときに言われた理由が二つございます。コスト面をまず挙げられました。都市計画というのはコスト面で仕事をするんですか。僕は違うと思いますよ。将来の海田町のある姿を見据えてやるのが都市計画じゃないんですか。その次に、もう1個言われた。長期未着手、この路線は長期未着手じゃないでしょう。たまたま補助金の関係とかそういうのがあって工区を分けただけでしょう。新開蟹原線としては長期未着手ではないはずです。説明もまずい、代替案もない、都市計画そのものを考えてない。これが本当の町の将来になるんですか。ちょっとその説明をお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、都市計画道路の見直しといった考え方を説明させていただきたいと思います。国土交通省の方は平成12年、18年、23年に都市計画道路の必要性について再検証を行い、その結果によっては廃止や幅員変更などの都市計画変更を行うことを助言と、助言という言い方になっておりますが、こういった考え方を提言されております。それを受けまして、平成17年3月に広島県が都市計画道路見直し基本指針といったのを示してきました。

それに基づきまして、まず海田町内の街路についての精査を行い、洗い出しを行い、

その結果を精査したといった流れの中で、この度の廃止の路線を発表してございます。その一環の中で、先ほど、ちょっと未着手じゃないかどうかという御質問がございましたが、この指針の中には路線名だけではなくて区間をやってなくてもそれを対象としてよいという表現がございますので、新開蟹原線3工区につきましては、その対象路線として計上させていただいたものでございます。

それから、先ほど来から都市計画の理想像といった話も出たと思いますが、そもそものこの考え方の中に、理想像もあるけども、実現性はどうかといったような評価の観点もございます。そういったところから今回の結論を導いたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）町のレベルで工事をするのに、1工区、2工区、3工区と分けといて、本来は1工区終わったら2工区、当然、2工区が終われば3工区というのが普通でしょう。それは勝手に良い方に解釈してる言葉じゃないですか。例えば、1工区がどこまでか区間は覚えていませんが、相当距離が短かった、1工区、延ばし延ばし来て、最後に2工区に持ち込んだような記憶があるんですが。

今回でも逆に言ったら、2工区を延ばせばいいじゃん。今までやってきた手法を使えばいいじゃん。勝手に3工区いうて分けているだけでしょう、執行部が。新開蟹原線とは1本でしょう。少しずつ予算のある範囲内で補助金のもらえない、少しずつ少しずつ延ばしてきたのが新開蟹原線じゃないんですか。中店小学校線でもそうですよね。自分らが勝手に工区を分けといて、じゃなくて、それは補助とかそういう絡みの中で分けてきた訳でしょう。初めから三つに割ってありましたか。違うでしょう。だから、そういうのを言い訳にせずにきちんとした、だから、廃止するのを僕は反対しとるんじゃない、廃止するんだったら代替も出しなさいと言っている。

全く代替案は検討していないんですか。少なくとも西浜交差点の話をしたのは1年以上も前から話をしていますよ。日下橋の問題はその24年の1月に説明したときに、この問題を指摘しています。その間は何もしなかったということでしょう。だから、その辺をきちっと説明してください、もしあれなら急いでプランを作りますとか、何かきちんとしたお答えを返してくれるべきではないんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）何度も申しておりますように、プランというのはあります。ありますが、まだ関係機関と詳しい中身についての協議、下話はしておりますよ。下話はして

おりますが、正式な協議に入っていないという事情がございます。ですから、そういった関係機関との話ができないままに計画を皆さんにお示しするといったのはいかなものかという考えがありましたから、皆様にはそういった絵柄についてはお示しをしていないという状況でございますので、その部分については御理解ください。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、それができないんならできないで、これからきちんとそういうものを作ってまいりますから御理解くださいというのが本来の姿じゃないんですかと言ったんですよ。その答弁はできないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員からの御指摘も踏まえまして、うちの素案ももう当然ありますので、それらの案を関係機関とまとめてお示しできる時期になりましたら、その辺の説明の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それでは、肅々とこの問題、解決のために努力されると、努力というか、前に進めるということで理解してもよろしいんですね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）そのような形で前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）最後に、もし、その間に堅固な建物が建ったとき、あなたたち、どう対処するんですか。また、そのときにはせつかく肅々と進めた案を堅固な建物は費用が掛かるから、またせんわという話に戻すんですか。それでもやろうとする気持ちを持って動かれるんですかね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）都市計画のそもそも論の話になってまいりますけど、御専門なんでお分かりいただけたと思いますけど、やはり都市計画をやっていくときに、長期的視点で都市計画を見ていくというのは十分御理解いただいております。そうした中で、今、次長が申し上げましたように、実現性という観点で少し3工区については難しいところがあるという具合には我々は判断しております。そういった意味で実現性の低いところを長期間制限を掛けていくというのが非常に我々としてはまち作りにマイナスになるという具合に考えておりますので、今回、まず外させていただ

きました。

その辺のこともしっかり地権者の方には御説明の方はさせていただいて、今うちの方で、特に西浜交差点ではございますが、あちらの方について地権者の方にはその辺の説明をさせていただいて、制限が解けた訳ですから、自由にはできますけど、そのところはある程度説明をさせていただいて御協力をいただければという具合に考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それでも建ったらどうするの。しない。建ってもそういうふうな格好できちんとしたものをしようとする気持ちを持ってやるのか、僕は都市計画の話をしているのではなくて、都市計画を廃止された分の話をしている。だから、僕は代替案ができるまでは、申し訳ないけど、都市計画もうちょっと網を残しておきたいというやり方をした方がいいんじゃないかというふうに最初言っただけであって、ただ、やめる以上、早いうちに計画立てんと、向こうは今ほしないかも分からんけど、制限が解ければ可能性は十分ある訳ですよ。それをそのときにどうするんですか、腹くくってでもやる気持ちを持ってやる、今から事業というか、計画を進めていくのか、そうじゃないよ、そのときはまた考えますよで、そんなやわな気持ちでやられるかどうかを聞いているだけです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）町長の第1答弁でもありましたが、当然、今から交通量とか交通形態も変わってまいります、そのときの時点で、非常にこのまま放置するのがよくないというような状況にあれば、当然、我々はしっかり安全対策を取っていくという気持ちで、この施策の方を取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ、ちょっと違うんじゃないんですか。そのときじゃないでしょう。今がもう既に危ないと分かって認識しとるのはあなた方でしょう。分かっていると言っているじゃないですか。そのときじゃないじゃないですか。今、計画を作って行って、1歩でも2歩でも進めたらどうですか、粛々やられたらどうですか言うたら、そうしますと言うておいて、今度は、そのときになったらやります、それは違うんじゃないんですか。僕が聞いているの、早いうちにそういうものを我々に提示できるようにする、なおかつそこに堅固な建物がもし建つようなことがあったとしても、自分たちは一生懸命そ

れについて策定した計画どおりに粛々とやる努力を精いっぱいしますかと、私、聞いたんですよ。そのときになって考えますといたら、もうやめるということでしょう。同じことじゃないですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）やめるということは、当然、我々も考えておりません。やはり、そのときの将来の交通量とか交通形態をしっかりと見据えた上で、しっかりと取り組むということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）将来の交通量じゃなくて交差点自体の問題でしょう。一つの理由の中に、将来の交通量がないからいうんで新開蟹原線を外すことにしたんでしょう。両脇に振り分けることができるからやめたんでしょう。今、問題にしているのはスポットですよ。誰が考えても今のスポット、あなた方も認識しているスポットがよくないのは事実でしょう。だから、本来でしたら、粛々やってまいりますと答弁すべきが筋じゃないんですかと言っている。そのときの交通量じゃなくて、もう悪いのは分かっている訳でしょう。

将来にわたって、今度、将来良くなるの、あのままで。日下橋の交差点が今のままずっとって、将来に渡って良くなるんですか。良くなることはあり得ないでしょう。だからそのときじゃない、既に動いてゆっくり、少しずつですが、やってまいりますという答弁じゃないんですかと、僕、さっきから聞いているんですが、そのときの交通量、そのときの情勢、それは違うと思いますよ。都市計画を外すんですよ、大事な。それもこの前お見せしたように、つくも橋の近くからぐるっと1周の道路をなくすんですよ。きちっと将来的にはなるでしょう。子どもたちに残せる、孫たちに残せるきちんとした計画を外す訳でしょう。なら、そういうものは、申し訳ない、これ、外す代わりにこういうもので代替をきっとやりますから、御理解ください、粛々とやってまいりますという答弁、そのときに考えますというのと違うと思いますが、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）そのときにやってまいりますとではなくて、私は見据えて、将来形とか交通量を見据えて粛々とかこういった対応策の方を検討させていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）とにかく早く計画を発表していただきたいということで、質疑を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩いたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長から申し上げます。崎本議員の一般質問の中で不穏当な言葉があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、措置します。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。昨日から7月豪雨について随分多くの質問が出ております。私も前回、9月に引き続いての質問の中からいくつかどのように改良されたのか、その辺をお尋ねします。

箇条書きで行きますが、まず、町道6号、137号の結節の橋の改良、どうなったのか。137号の河川幅、いわゆる流量断面のことをお尋ねしておりますが、この辺の計画は、県との調整はどういうふうになったか。それから、三迫川支流、上流部に砂防ダムの設置ということでお願いをしておりますが、この辺の計画というか、何か、県から情報を得ているのかどうか、この辺についてお尋ねをいたします。

それから、先ほど来も出ておりますが、7月豪雨による土砂の撤去、非常に時間が掛かっておるということで、どうしてこういうふうに遅くなったのか。その中で、特に私もお尋ねしておりますが、緊急時であるので、指名業者じゃなくてもそういう工事をお願いして、一日も早い復旧に努めてはどうかということをお願いをしております。その後の、遅くなったその理由をお尋ねいたします。

特に、その中で、私も特定の2業者を紹介しておりますが、諸般の事業ということでしばらく使わなかったということもございます。どういう理由でもってそうなったのか。

それから、畝地区においても倒壊家屋の撤去ということで、いち早くやってほしいという本人からの嘆願もありましたが、業者がいなくてどうかということ、なかなか着手されなかったと。それで、9月の初めに、私がいつ頃から実施するのかということで尋ねたら、たまたまその日は金曜日だったから来週の月曜日からやると、こういうふうな答弁が返っておったので、これは口頭でありますから、記録がないと言われればそうかも分かりませんが、それ以上のことは言いませんでしたが、実際に着手したのが9

月28日であったと。約20日間、これ以上の日にちが要しておる。3日後ぐらいにやりますというものがね、22日も23日も遅くなっておる。どういう理由によるものかと、こういうことをお尋ねします。

それから、また災害の特別委員会において、いろいろお尋ねしております、その中で一日も早い復旧復興に努めるべきであるというお尋ねもしておりますが、中には、その中で答弁、お答えできませんというような答弁も返っておる。どれが答弁かよく分からん。お答えできないというような答弁が答弁なのか。その辺の理由をお尋ねいたします。

それから、ちょっと飛びますが、過去、ずっと私のところの駐車違反、駐車禁止問題、こういうことで、私は3年ほど前からこうやっとなるんだと聞いたら、実は調べたら6年ぐらい前だったということで、私も随分、気が長いのか短いのかよく分かりませんがね。6年も前からとやかく言うてきたもの、できなかった。あるとき、そういうことで総務部長、企画部長、海田警察の交通課長、直々に談判して1時間ほど直接お願い、そしたらあつという間にできた。次の日からはその駐車違反が、たまたま見とるんですが、ちょこちょこはまだありますが、長時間の駐車違反と思われるものがなくなった。どうして、6年間も長々とお願いしながら、できなかったものが、たった1時間ほどの海田警察の交通課長との懇談でぱっとできた。そういうこと、どういうことでできなかったのか、そういう経緯、この辺について詳しく説明を願いたい。

それから、仮復旧に際し、同じ箇所、これ、写真撮影とか測量の話ですかね、これ、県の測量、町の測量、そういうところもあるんで、しょうがないんかも分かりませんが、縦断の測量だ、横断の測量だということで、同じところ、5回も6回も測量しておる。午前中も出ておりましたが、非常に経費の無駄遣いじゃないのかと、どうしてこういうことが上級庁である県、あるいはそういうところと相談をしながら、せいぜい1度か2度ぐらいの調査でできないのか、そういう連携、こういうもの、どうなっとなるのかと、ここらについてお尋ねをいたします。

その中で、もう一つ、一番哀れなのは、工事の完了写真がないということで、仮復旧のところの工事の完了写真、夕方の4時頃、ごそごそしとるので、お兄さん、何しとるんじゃと、こう言うたら、工事の完了全景写真がないんで撮りに来ました。どこの発注に来たんかと言うたら、海田町ですと、こう言う。どうなっとなるんかという、工事の発注、午前中もありましたが、いろいろ勘案して発注しておる、何ていうんか、お互いに協議しながら、その対応をしておる。と言いながら、業者が工事をして、完了全景写真

がない。おそまつというか、でたらめというかね、どういうことで、要するにその工事の内容いうんか、仕様書、少なくとも工事の途中経過の写真やそういうものについては、当然、その工程が分かる撮影をし、こういう指示は出ておるはずなんです、どうして、こういうおそまつなことになって、施工業者が完了写真を撮らずに別の業者が写真を撮る、こういうこと。非常に無駄なことをやっとする。これを説明願いたい。こういうことでこういうふうになったんだ、その辺の説明をお願いしたい。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。9月質問についての質問でございますが、1点目については既存の橋梁を改良することは困難ですが、災害復旧工事において河床をコンクリート張りにするなどの改良を引き続き、広島県に要望をしております。

2点目については、平成30年9月3日に広島県知事に対し、災害関連事業として実施していただくよう要望しましたが、関係部局と協議を重ね、精査した結果、採択要件を満たさないため、災害関連事業として実施することは困難であるとの回答がありました。今後は、通常の災害復旧事業と併せて、河川の流下能力を向上させるよう、引き続き、広島県に要望しております。

3点目については、現時点で西ノ谷川、及び西ノ谷川支川における砂防堰堤の整備について、事業採択はされておりませんが、引き続き、早期に砂防堰堤を整備していただけるよう、県に要望しております。

4点目については、土砂被害が町内の広範囲に渡っていたため、被害の把握に時間を要したことや、土砂撤去に関する新たな制度設計に取り組んだことなどから、一定の時間を要したものでございます。

5点目の工事発注についてでございますが、9月定例会においては、建設工事は登録業者の中から契約する原則があるため、随時の登録を行うなど、柔軟な対応により、災害復旧に当たっていく旨の御説明をさせていただいたところです。工事については、随時の登録を受け付けて発注し、業務委託については随意契約であれば業者登録がなくても可能なため、対応可能な業者に発注しております。

6点目及び8点目については、ただいま申しましたとおり、柔軟な対応により、災害復旧に当たっております。こうした中で、工事発注等に至るまでには被災状況の確認や施工性を検討した上で、工事計画を立案するなどの段階を経ていくことから、直ち

に発注することは困難である旨を述べたものでございます。

7点目の家屋解体についての質問でございますが、畝地区においての最初の解体は9月28日に業務契約を締結し、10月10日実際に家屋の解体を開始しました。家屋解体に時間が掛かった理由として、広島県から解体における標準単価の提供が8月下旬にあり、それからその単価を使用し、積算を行う等、事務上の準備に時間が掛かったことと同時に、複数の解体工事業者から人員不足による見積もり提出の辞退も受けており、契約に時間を要したものでございます。現在、家屋解体の申請は16件のうち5件の解体完了、5件の契約をしております。残りの申請についても、生産契約事務を進め、できるだけ早期に解体を終わらせるよう努力してまいります。

9点目の交通安全対策についての質問でございますが、町の指導だけでは限界があるため、海田警察署に違反状態の恒常化をこれまで以上に強く訴え、その結果、指導により、はみ出し駐車がなくなったものでございます。また、はみ出し駐車をしていた業者の経営者も代わっており、これまでと違い、行政側の指導を受け入れていただいたものと考えております。現在も定期的に見回りを行い、記録写真を残しており、再度、はみ出し駐車を行わないよう、パトロールを継続してまいります。

10点目については、被災直後における比較的簡易な測量や災害査定時に必要となる詳細測量を行っているもので、道路及び道路側の護岸については海田町で、その他の護岸については広島県で業務発注しており、それぞれの発注者で測量等を実施しています。また、河川断面の拡幅を検討するための現況調査や橋梁などについても業務を発注しています。

11点目については、工事発注時の撮影写真については、一般的に着手前、施工中、完了の一連の写真を完成書類として提出する内容となっております。

失礼いたしました。7点目のところの残りの申請についても「生産」と申し上げましたが、積算が正しい内容です。それから、10点目のところですが、それぞれの受注者で測量等を実施してまいりますと訂正させていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）親切な答弁なのか不親切な答弁なのかよく分かりませんが、最初から順番にいきます。一番上の町道6号、137、取り合いの橋の改良、河床なんぞ直すとか、こういうことを言うとするんじゃないので、一番最初に言うとするのかね、少なくとも橋の下で、三迫川の支流、本流が合流しとるんだね。これの合流が、どう言やあええんか、

先ほど来、言うとする6号と137号の結節の橋の下で仕切りがあって合流さしとする。分かりやすくいうか、分かりやすいか、分かりにくいかわからんが、私が言うとするのは、広島県の相生橋という方がええかわからんのじゃがね、この橋の下の仕切りを取りなさいと、いうことを言うとするんであって、ここで既にできている橋梁だから改良はできないと、全くくだらん答弁だと、こういうふうに思うがね。

分かりやすく言うと、今の橋を落として、その上に15センチほどの厚みのコンクリートを打てば簡単に済む話よ。1週間ほど通れんかもわからんがね。何を聞いて答弁しておるのかわからんが、河床をコンクリート張りにする、こういう改良を県にお願いする。ちょっとピン트가外れとるんじゃないかと、どうなのか、その辺。再度、お願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの答弁は、町道6号線から町道137号線の間には架かっている道路ということで、今、御質問をいただきました橋も含めて、それから上流に架かっている橋、今回、被災を受けていないものについては破損をしておりませんので、災害復旧で改良することは困難であると。ただ、その中でも災害復旧に際して、広島県に対して護岸の修繕と併せて、川の底をコンクリートで補修していただくように要望して、水の流れをスムーズにしていけるようにしていきたいというものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そのおっしゃる水の流れをよくするというのは、いわゆる三面張りのことを言うってんだらうと、こういうふうに思う訳。わしの言うのは、今のままでは、また次の災害が起きるよ、要するに水の流れが悪い、ごみが引っ掛かったり、いろんなものが。だから、どう言うて言えればいいんか、6号沿いの川の幅は少なくとも2メートルか2メートル50ぐらいある。その上流、この今言うとする結節の橋の上流を見ると、どの川も約1メートルぐらい。ところが、合流から下は2メートル50ぐらい、3メートルあるかもわからん。ところが、なぜかわらんが橋の下に仕切りがある。だから、どの川も、ともに1メートルぐらいになって、橋を通り過ぎて2メートル50か3メートルかわらんが、測ってないのでね、いいかげんな寸法を言うとする訳ですが、広くなつとる、分かりやすく言うと。だから、ここでごみが引っ掛かったりして災害が起きるよと、いうことを言うとするん。

だから、この真ん中の間仕切りを言うとする、橋の改良、これをお願いしているんであって、流量とか流速の話をしとるんじゃない。再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）橋を補修する必要があるというふうにしても、その根拠でございます。

要は、どれだけの流下能力があって、実際に流れてくる水の量がどれだけあるか。したがって、どれだけの改良をする必要があるかという検証が、やはり前提としては必要かと思います。今回、広島県の方にそれらも含めて、災害復旧と併せた維持修繕による改良というものもお願いしてまいりますので、それらの中で併せて検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）これは、その下の、先ほども言うておりますが、いわゆる6号と137号、通称、私の言葉では約上流200メートル間、こういう言い方をしてきた訳ですが、当然、その更に二、三百メートル上流は川幅が2メートル、2メートル50ある。ところが、6号と137号の結節から上流200メートルぐらいやね、幅1メートルにも足らん、水深に至っては六、七十センチもない。だから、幅を1メートルぐらい広くして、深さも1メートルぐらい深くしてはどうか、改良するように、ということ言うたが、県とお願いしておるか、どういうふうにお願いしておるんか分からんけども、その返答というか、説明がないんよね。だから、拡幅部については町が持たにゃいけんのかも分からん、その上流200メートル部分。言うとの意味が分からにゃ、また分からんいうて言うてもらえにゃいいんですがね。

要するに、結節から200メートル区間、大体、分かるんか分からんか知らんけども、答弁の中で言うとの意味が分からん言うんなら、そのようにまた答弁の前に言うてほしい。

ということで、この拡幅部分……。

○議長（桑原）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時25分 休憩

午後1時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩全に引き続き本会議を再開いたします。本日の議事日程は、マイク装置の故障により、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決します。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。本日は大変御苦  
労様でございました。

午後1時40分 延会